

東京都公報

発行
東京都

目次

65

条 例

- 東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…二
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…四
- 東京都都税事務所設置条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…六
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…七
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………（福祉局）…八
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例……………（環境局）…八
- 東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例……………（水道局）…八
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…八

条例のあらまし

●東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇〇号）

- 一 現在五〇パーセントの減額を行っている知事の給料等についての特例措置を、令和八年七月三十一日まで延長します。
- 二 この条例は、令和七年八月一日から施行します。

●職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇一号）

- 一 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行等を踏まえ、子育て部分休暇を拡充します。
- 二 この条例は、令和七年一〇月一日から施行します。

●職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇二号）

- 一 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行等に伴い、部分休業を拡充するほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和七年一〇月一日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第一〇三号）

- 一 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の施行等に伴い、所要の改正を行います。
 - （一） 個人都民税
 - 知事が認可した公益信託の信託財産とするために個人が支出した寄附金を、税額控除の対象寄附金として指定します。
 - （二） 軽油引取税

製造の承認を受ける義務の免除等の特例の対象となる鉄軌道事業者が備えるべき帳簿の保存期間を五年間とします。

二 公益信託に関する法律（令和六年法律第三〇号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日ほかから施行します。

●東京都税事務所設置条例の一部を改正する条例（条例第一〇四号）

一 東京都小平都税支所の移転に伴い、位置を改めます。

二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇五号）

一 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行等を踏まえ、子育て部分休暇を拡充します。

二 この条例は、令和七年一〇月一日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇六号）

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和七年政令第九八号）の施行等に伴い、補償基礎額の扶養加算額及び介護補償の額を改定するほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇七号）

一 大田区における用途地域の指定に伴い、日影規制の対象区域を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第一〇八号）

一 女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、事業開始資金等の貸付限度額を引き上げます。

（例）事業開始資金の貸付限度額

三、四七〇、〇〇〇円 ↓ 三、五八〇、〇〇〇円

二 この条例は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇九号）

一 日本産業規格における規格体系の見直しに伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年七月一日から施行します。

●東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例（条例第一一〇号）

一 建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三六六号）の施行による建設業法施行令（昭和三十一年政令第二七三号）の改正等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一一号）

一 治安対策上の新たな脅威に的確に対処するため、組織犯罪対策に関すること等を警視庁組織犯罪対策部の所掌事務から同刑事部の所掌事務へ移管するとともに、組織犯罪対策部を廃止します。

二 この条例は、令和七年一〇月一日から施行します。

条 例

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百号

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事の給料等の特例に関する条例（平成二十八年東京都条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

「令和六年十一月一日から令和七年七月三十一日まで」を「令和七年八月一日から令和八年七月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和七年八月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百一号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十七条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百二号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二項の」を「から第三項まで及び第五項の」に改める。

第十三条第一号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第十四条の見出しを「（第一号部分休業の承認）」に改め、同条第一項中「部分休業」を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に、「次条」を「第十五条」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第十四条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第十四条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間）

第十四条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第十四条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第十五条第一項及び第二項中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」に改める。

第十六条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第十六条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

第十七条に次の三項を加える。

3 任命権者は、第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

4 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」

という。）に対して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期間両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期間両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

5 任命権者は、第三項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、改正後の条例第十七条第四項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

●東京都条例第百三号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都知事 小 池 百合子

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「以下同じ。」の下に「又は公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。以下同じ。)(以下「法人課税信託等」という。)」を加え、「各法人課税信託」を「各法人課税信託等」に改め、「規定(」の下に「法人課税信託の受託者にあつては」を、「規定に」の下に「公益信託の受託者にあつては第六条、第七條、第八條、第十五條、第十七條の二及び第十八條の規定を地方消費税について適用する場合における当該規定に」を加え、同条第二項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第三項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、「をいう」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同条第四項の表以外の部分中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第二十四条の五を次のように改める。

(法第三十七條の二第二項第三号の寄附金)

第二十四条の五 法第三十七條の二第二項第三号に規定する条例で定める寄附金は、次の各号に掲げる寄附金とする。

- 一 所得税法第七十八條第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第四十一條の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、都内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの
 - 二 所得税法第七十八條第二項第四号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律第六條の規定による知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの
- 第四十條第一項及び第四十條の二(見出しを含む。)中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第三十三條の十四中「帳簿を」の下に「、法附則第十二條の二の七の二第三項の規定による届出をした特例対象事業者(法附則第十二條の二の七第九項に規定する特例対象事業者をいう。)」は法附則第十二條の二の七の二第五項に規定する帳簿を」を加える。

附則第四條の二中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「法人を」を「者を」に改める。

附則第五條の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、「附則(」の下に「法人課税信託の受託者にあつては」を、「附則第十二條に」の下に「公益信託の受託者にあつては附則第五條の二の三から附則第五條の二の六までに」を加え、同条第二項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第十條の三第一項ただし書中「第二條第九項」を「第二條第十項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十三條の十四の改正規定及び附則第四項の規定 公布の日
- 二 附則第十條の三第一項ただし書の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第二十八号)の施行の日
- 三 第二十四條の五及び附則第四條の二の改正規定並びに附則第三項の規定 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都都税条例第二十四條、第四十條第一項、第四十條の二第二項並びに附則第五條第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に効力が生ずる公益信託に関する法律第二條第一項第一号に規定する公益信託(同法附則第四條第一項に規定する移行認可(以下この項において「移行認可」という。))を受けた信託を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

3 所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三條第一項の規定の適用がある場合における附則第一項第三号に掲げる改正規定による改正後の東京都都税条例第二十四條の五の規定の適用については、同条第二号中「寄附金」とあるのは「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前

の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」と、「関連するもの」とあるのは「関連するもの又は同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項の規定による知事若しくは教育委員会の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの」とする。

4 附則第一項第一号に掲げる改正規定による改正後の東京都都税条例第百三条の十四の規定は、同号に定める日以後に使用が終わる帳簿の保管について適用する。

（東京都都税条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 東京都都税条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

東京都都税事務所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百四号

東京都都税事務所設置条例の一部を改正する条例

東京都都税事務所設置条例（昭和二十五年東京都条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二 二の部東京都小平都税支所の項位置の欄を次のように改める。

東村山市

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

●東京都条例第百五号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百六号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号を削り、同項第二号中「三百円」を「四百三十四円」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「特定経験年数学校医等」を「経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第八条の二第二項第二号中「八万一千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 附則第三項及び第四項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第三項の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例第四条第三項第一号の規定の適用については、「四百三十四円」とあるのは、「三百八十四円」とする。

4 適用日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例第四条第三項の規定の適用については、

「五 重度心身障害者 二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 百円）

とあるのは、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にあつては

「五 重度心身障害者 二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 百円）

六 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者 百円）

と、施行日から令和八年三月三十一日までの間にあつては

「五 重度心身障害者 二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 百円）

六 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。） 百円

とする。

5 新条例第八条の二第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第三項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限り。）並びに同項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限り。）並びに旧条例第八条の二第二項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限り。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（附則第三項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七号

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和五十三年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二十九の項中「及び羽田空港三丁目」を「、羽田空港三丁目、令和島一丁目

及び令和島二丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百八号

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例（昭和四十五年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表事業開始資金の項中「三、四七〇、〇〇〇円」を「三、五八〇、〇〇〇円」に改め、同表事業継続資金の項中「一、七四〇、〇〇〇円」を「一、七九〇、〇〇〇円」に改め、同表就職支度資金の項中「一〇五、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同表生活資金の項中「一〇八、〇〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に改め、同表結婚資金の項中「三二〇、〇〇〇円」を「三三〇、〇〇〇円」に改め、同表就学支度資金の項中「大学若しくは」を「大学、大学院若しくは」に、「四二〇、〇〇〇円、国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学院へ入学する場合にあつては三八〇、〇〇〇円」を「四三〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例別表の規定は、令和七年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。

別表第七 三の項の表備考十一中「日本産業規格K〇一〇二・65・2」を「日本産業規格K〇一〇二・三・24・3」に改める。

別表第七 四の部(二)の款アの項の表備考三(一)中「日本産業規格K〇一〇二・8」を「日本産業規格K〇一〇二・一・7」に改め、同表備考三(三)中「日本産業規格K〇一〇二・7・2」を「日本産業規格K〇一〇二・一・6・3」に改める。

附 則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百十号

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例（平成二十五年東京都条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第十号及び第五条第八号中「第三十四条第一項及び第二項」を「第三十七条第一項及び第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百十一号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「九部」を「八部」に、
「生活安全部
組織犯罪対策部」を「生活安全部」に改める。

第十条に次の三号を加える。

- 三 組織犯罪対策に関すること。
 - 四 国際捜査共助に関すること。
 - 五 薬物対策及び銃器対策に関すること。
- 第十一条の二を削る。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

